

人事行政の運営等の状況の公表

【公表事項】

1. 職員の任免及び職員数に関する状況
 2. 職員の給与の状況
 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況
 5. 職員のサービスの状況
 6. 職員の研修の状況
 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況
-

平成24年 9 月
美 郷 町

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

1. 平成23年度実施職員採用試験による採用者数

(単位:人)

区分	行政職	計
平成24年4月1日採用者数	4	4

2. 平成23年度職種別事由別退職者数

(単位:人)

職種	定年退職	勧奨退職	その他					計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
行政職	3	2	-	-	-	-	-	5
単純労務職	1	-	-	-	-	-	-	1
計	4	2	-	-	-	-	-	6

3. 職員数

各年度4月1日現在(単位:人)

部 門			職員数		対前年 増減数
			平成24年度	平成23年度	
普通会計	一般行政部門	議 会	3	3	-
		総 務	45	47	▲2
		税 務	11	11	-
		労 働	-	-	-
		農 水	17	18	▲1
		商 工	10	10	-
		土 木	13	13	-
		民 生	51	51	-
	衛 生	12	12	-	
	一般行政部門計		162	165	▲3
教 育		64	61	3	
普 通 会 計 計		226	226	-	
公営企業等 会計部門	水 道	2	3	▲1	
	下水道	2	2	-	
	その他	8	8	-	
	公営企業等会計部門計	12	13	▲1	
総 合 計		238	239	▲1	

※教育長を除く

『地方公共団体定員管理調査』から抜粋

2. 職員の給与の状況

1. 人件費の状況(平成23年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (H24.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	H22 人件費率
人 21,760	千円 12,043,319	千円 351,772	千円 1,973,032	% 16.38	% 17.04

※人件費には特別職に支給される給与、報酬等を含む

『地方財政状況調査』より

2. 職員給与費の状況(平成24年度一般会計当初予算)

職員数 (A)	給与費				一人あたり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
233人	868,070千円	110,906千円	311,587千円	1,290,563千円	5,538千円

※職員数及び給与費には教育長を含む

『平成24年度給与費明細書』より

※職員手当には退職手当は含まない

3. 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な 職務内容	主事	主任	主査	所長、班長 園長、上席主査	次長、課長 室長、局長、参事	主幹
職員数	8人	25人	52人	38人	16人	-
構成比	5.8%	18.0%	37.4%	27.3%	11.5%	0.0%

4. 職員の給料の状況(平成24年4月1日現在)

	一般行政職		単純労務職
	大学卒	高校卒	高校卒
初任給	172,200円	140,100円	137,200円
採用2年経過日 給料額	184,200円	148,500円	145,500円
経験年数	経験年数10年	238,000円	209,500円
	経験年数15年	278,300円	236,700円
	経験年数20年	326,100円	283,400円

一般行政職		単純労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
312,746円	43.1歳	298,737円	51.9歳

5. 職員手当の状況(平成24年4月1日現在)

■期末手当・勤勉手当

【支給割合】	6月期	12月期	計
期末手当(※)	1.20月	1.40月	2.60月
勤勉手当(※)	0.675月	0.675月	1.35月

(※)職務上の段階、職務の級等に応じ、5%～15%の加算措置あり

一人あたり平均支給額(平成23年度)	1,318千円
--------------------	---------

■退職手当

【支給率】	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度
自己都合	23.50月分	33.50月分	47.50月分	59.28月分
勸奨・定年	30.55月分	41.34月分	59.28月分	59.28月分

※定年前早期退職特例措置(2～20%加算)あり

一人あたり平均支給額(平成23年度退職者の平均支給額)	23,282 千円
-----------------------------	-----------

■地域手当

支給対象地域	支給率
東京都特別区	給料・扶養手当等の合計額の18%

■特殊勤務手当

支給実績(平成23年度決算)	263 千円
支給職員一人あたり平均支給年額(平成23年度決算)	20,273円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度決算)	2.5%

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員への支給単価
町税事務従事手当	町税事務従事職員	町税徴収のための 屋外勤務	1日につき 700円
			1日4時間未満 350円
防疫等作業従事手当	防疫等作業従事職員	防疫等作業に従事	1日につき 300円
			1日4時間未満 150円
用地買収業務従事手当	用地買収業務従事職員	用地買収のための 屋外勤務	1日につき 400円
			1日4時間未満 200円

■時間外勤務手当

平成23年度決算	支給実績	36,124 千円
	職員一人あたり平均支給年額	166 千円
平成22年度決算	支給実績	39,729 千円
	職員一人あたり平均支給年額	158 千円

■その他の手当

扶養手当	配偶者	13,000円
	配偶者以外の扶養親族	6,500円
	配偶者の無い職員の扶養親族のうち1人目	11,000円
	満16歳年度当初から満22歳年度末までの加算	5,000円
住居手当	借家(限度額)	27,000円
通勤手当	交通機関等利用(限度額)	55,000円
	交通用具(自動車等)利用(限度額)	38,100円
管理職手当	総務課長	48,000円
	教育次長	40,000円
	課長・室長・局長	32,000円
	参事	20,000円
	施設の長	12,000円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要により 週休日・休日等に勤務した場合に支給 (勤務時間が6時間を越える場合は150%を乗じた額)	勤務1回 8,000円
単身赴任手当	異動などに伴い転居し止むを得ない事情により 配偶者と別居し単身で生活する職員等に支給	23,000円 (住居間の交通距離に応じて加算あり)
宿日直手当	宿日直を行った職員に支給	勤務1回 4,200円
寒冷地手当	世帯主で扶養親族のいる職員	17,800円
	世帯主で扶養親族のいない職員	10,200円
	その他の職員	7,360円

平成23年度決算		
手当名	支給実績	支給職員一人あたり平均支給年額
扶養手当	26,113 千円	214,046円
住居手当	2,050 千円	256,313円
通勤手当	14,052 千円	63,875円
管理職手当	6,480 千円	341,053円
管理職員特別勤務手当	152 千円	12,667円
単身赴任手当	—	—
宿日直手当	1,020 千円	8,953円
寒冷地手当	15,131 千円	63,846円

6. 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

給料	町長	月額 796,000円
	副町長	月額 595,000円
	教育長	月額 534,000円
報酬	議長	月額 288,000円
	副議長	月額 264,000円
	議員	月額 255,000円
期末手当	町長・副町長・教育長	支給割合 6月期 1.425月分
		支給割合 12月期 1.475月分
	議長・副議長・議員	支給割合 6月期 1.425月分
		支給割合 12月期 1.475月分
	算定方法 給料等×1.15×期別支給割合×在職期間割合	

※教育長は常勤の一般職に属すが、給与及び勤務時間その他の勤務条件については他の一般職の職員とは別に条例で定めがあるため参考として上記に計上している

※期末手当は『美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例』『美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例』『美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例』に基づき、上記の算定方法で支給される

※町長及び副町長、教育長には上記のほか通勤手当及び寒冷地手当が支給される

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1. 勤務時間の状況

正規の勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
一週間 38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から午後1時まで

※各役場庁舎以外の勤務場所では上記と異なる勤務形態になることがある

2. 休暇の状況(主なものを掲載)

区分	内容	備考	
年次有給休暇	1年につき20日 (残日数は20日を上限に翌年に繰り越し可能)	有給	
組合休暇	職員が登録された職員団体の業務・活動に従事する場合 → 1年につき30日	無給	
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合 →その勤務しないことがやむを得ないと認められる 場合で、医師が必要と認めた期間	有給 (90日を越えると給料半減)	
特別休暇	結婚休暇	5日間	有給
	出産(産前)	産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内	
	出産(産後)	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	
	育児時間	1日2回それぞれ30分以内の期間	
	妻の出産	妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間経過日までに於ける2日の範囲内の期間	
	子の看護	1年において5日の範囲内の期間	
	忌引	続柄に応じて1～7日以内	
休暇	当該年度内の週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間		
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため勤務しないことが必要と認められる場合 → 連続する6月以内の必要な期間	無給	

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

1. 分限処分

■分限処分とは

分限処分とは公務能率維持を目的として本人の意に反して行う不利益処分です。

勤務実績が良くない場合や心身の故障の場合など地方公務員法に定める事由においてのみ行われます。

■分限処分件数(平成23年度)

降任	免職	休職	降給	計
0	0	1	0	1

2. 懲戒処分

■懲戒処分とは

懲戒処分とは職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とした制裁的な処分であり、法令に違反した場合や職務上の義務に違反または職務を怠った場合など地方公務員法に定める事由においてのみ職員に対し行われます。

■懲戒処分件数(平成23年度)

戒告	減給	停職	免職	計
1	0	0	0	1

5. 職員のサービスの状況

1. 年次有給休暇取得状況(平成23年1月1日～平成23年12月31日)

総付与日数 A	総使用日数 B	使用率(%) C(B/A×100)	対象職員数(人) D	一人あたりの 平均使用日数 E(B/D)
9,295	2,861	30.77	236人	12.12

※平成23年12月31日現在在職職員(長期休職者、派遣職員等は除く)の状況

※使用日数は個人ごとに端数時間部分を日数に切り上げしている

2. 育児休業等・介護休暇取得状況(平成23年度)

	育児休業			部分休業	介護休暇
	取得可能者数	取得者数	取得率(%)	取得者数	取得者数
男	3	0	0%	0	0
女	2	2	100%	0	0

※育児休業取得可能者数とは平成23年度に新たに育児休業の取得が可能になった職員数

※育児休業取得者数とは平成23年度に新たに育児休業を取得した職員数

6. 職員の研修の状況

区分	研修会等名	人	備考	
必須研修	『3年目職員研修』	3	秋田県町村会 主催による研修	
	『主任級研修』	3		
	『監督者級研修』	8		
指定研修	『地域づくりに生きるワークショップ企画・運営法』	各 1	秋田県町村会 主催による研修	
	『コーチング』『メンタルヘルス・ケア法Ⅱ』			
	『クレーム対応力Ⅰ』『意思決定能力向上』			
	『行政に活かせる経済の基礎知識』			
	『折衝力・交渉力向上』『発想力・想像力向上』			
	『企画立案能力向上』『行政の経営品質向上』			
	『法制執務基礎』『行政法基礎』	各 2	(県・市町村合同 研修を含む)	
	『メンタルヘルス・ケア法Ⅰ』『住民ニーズ調査法』			
	『ロジカル・シンキング』『政策法務』	各 3		
	『民法基礎』『地方財政』『企業と自治体の財務の見方』	4		
	『タイムマネジメント』	各 5		
	『政策形成』『業務改善』	6		
	『リスク認識力向上』	各 7		
『実践文章力』『住民満足とコミュニケーション研修』				
特別研修	『滞納整理のトータルスキル』『納税専門研修』	各 1		財団法人等主催 の研修を含む
	『広報誌編集入門講座』			
	『国土調査研修 B 日程(実践コース)』			
	『秋田県町村会政務幹事会現地研修会』			
	『環境配慮契約法基本方針説明会』			
	『第1回全国青少年教育施設研究集会』			
	『水道技術管理者資格取得講習会』			
	『平成23年度歴史民俗資料館等専門職員研修会』			
	『公務員人事評価制度における処遇反映・苦情処理制度の 設計と運用』			
	『研修担当者必須の法律実務講座』			
	『プール施設管理士講習会』『プール衛生管理者講習会』			
	『平成23年度東北管内農地転用制度等実務研修会』			
	『トップレベルセミナー』『第17回広報サミットin Daisen』	各 2		
	『地方自治情報化推進フェア2011』			

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

1. 職員の福祉の状況

■職員の健康診断の状況(平成23年度)

区分	受診者数
定期健康診断	242

※人間ドック受診を含む

■公務災害の発生状況(平成23年度)

区分		申 請		
		うち認定	うち不認定	うち継続審議
公務災害	1	1	0	0
交通災害	0	0	0	0

■職員の福利厚生事業の状況(平成23年度)

町では、美郷町職員の厚生制度に関する条例に基づき、県内の市町村等により構成された財団法人秋田県市町村職員互助会に委託し、福利厚生事業を実施しました。(平成23年6月末まで加入)

なお、県互助会年度当初計画における、人間ドック助成対象者分(3名分9万円)については、町費による対応としました。

上記の他、美郷町職員互助会が組織されておりますが、会員掛金のみで運営し、以下の事業を行っております。

		県互助会(平成23年6月末まで)	町互助会
会員数		241人(H23.4.1)	245人(H24.4.1 派遣職員含む)
会員掛金	金額	4,022千円	1,815千円
	掛金率	給料月額 × 18.0 / 1000	給料月額 × 2 / 1000
町負担金	金額	2,570千円	—
	負担金率	給料月額 × 11.5 / 1000	—
主な事業内容		人間ドック助成金・弔慰金・見舞金・医療費助成金等給付、貸付、各種研修、講演会、契約保養施設利用助成等	給付金事業、親睦会補助、職員支援、レクリエーション大会実施等

2. 利益の保護の状況

町では地方公務員法に基づいて、職員の勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分についての不服申立ての審査等について秋田県人事委員会に事務を委託しています。

■勤務条件に関する措置の要求の状況

平成22年度末 係属件数	平成23年度中 要求件数	平成23年度中処理件数		平成23年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0

■不利益処分に関する不服申立ての状況

平成22年度末 係属件数	平成23年度中 要求件数	平成23年度中処理件数		平成23年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0

